

登録医申請・更新に関わる申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	令和 8 年 5 月 24 日改定
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	令和 8 年 5 月 24 日施行
令和 8 年 8 月 11 日改定				
令和 8 年 8 月 11 日施行				

登録医申請・更新について

登録医申請書類一式

1. 登録医申請書類

1-1) 登録医申請書

1-2) 履歴書

1-3) 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加証明書

1-4) 全身管理症例報告書

1-5) 救急蘇生講習会受講修了証（複写）

1-6) 歯科医師または医師免許証（複写）

*申請書類作成上の注意事項

* 1. 登録医申請書について

申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳の場合は、事務局まで問い合わせる。

* 2. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加証明

書について

- 1) 日本歯科麻酔学会総会・学術集会、リフレッシュコース出席記録とバイタルサインセミナー、学会認定関連団体出席記録と救急蘇生講習会記録に分けて記載する。
- 2) 学会が開催する学術集会等の参加登録医制度規則第2章第4条の学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催されたものに限る。但し、バイタルサインセミナーはこの限りではない。
- 3) 各業績については、参加を証明する書類または受講を証明する書類がなければ業績として認められない。
- 4) 救急蘇生講習会の受講証明について、米国心臓協会認定あるいは日本救急医学会認定のコース以外のものは、受講証明書の他に当日の受講内容・指導内容が分かる書類を提出する必要がある。

*** 3. 全身管理症例報告書について**

- 1) 症例提示のために、全身管理内容を記した全身管理症例記報告書を提出しなければならない。
なお、全身管理症例は申請時から遡って1年以内の症例に限る。
- 2) 全身管理症例報告書には、「高血圧、虚血性心疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、脳血管障害、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病などの内科的基礎疾患を有する患者の歯科治療に際して、モニタリング、精神鎮静法などの全身管理を行った1症例について報告するものとする。

*** 4. 救急蘇生法の講習会**

登録医制度施行細則第4条にある救急蘇生の講習会は米国心臓協会、日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）とする。申請する年の5年前の3月1日から申請する年の2月28日までに受講しているものが有効となる。

*** 5. 登録医審査の方法**

- 1) 登録医制度規則第6条に基づき、書類審査に合格したものは、症例提示を課す。
- 2) 「症例提示」とは、提出された全身管理症例記録をもとに登録医審査委員が面接を行うことをいう。

***更新申請書類作成上の注意事項**

*** 1. 更新時の業績について**

- 1) 登録医制度施行細則第6条に関わる研修単位30単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位取得が10単位以上、必要である。
- 2) 全身管理に関する講習会については、受講証明書類と受講内容の提出が可能なものにつき認められる。但し、その認否は登録医委員会の判断に基づくものとする。
- 3) Anesthesia Progress は、機関誌化した2015年1号(62巻1号)に掲載されたものから業績として有効となる。
- 4) Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine は、機関誌化した2025年8月3日以

降に掲載予定（in press）になったものから業績として有効となる。

***登録医の更新期限の延長について**

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。

その際、登録医更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：登録医委員会が適当と認めた理由書。